

滋賀県災害派遣福祉チーム(しがDWAT)

チーム員登録及び変更について

■しが DWAT チーム員登録について

1. チーム員対象者

下記表の資格・職種を有しており、県と協定を締結した団体(以下、協定締結団体)の会員施設・団体に所属している方

<p>【必要な資格・職種】 社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員 保育士 精神保健福祉士 管理栄養士</p> <p>(その他、支援に必要な資格・職種のある人)</p>	かつ	<p>社会福祉に関する事業を行う施設・事業所等が加入する団体または職能団体 (当該団体が法人格を有しないものにあたっては、当該団体の代表)</p> <p>【協定締結団体(R5.4.1時点)】 滋賀県老人福祉施設協議会 滋賀県児童成人福祉施設協議会 滋賀県保育協議会 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会 滋賀県社会福祉士会 滋賀県介護福祉士会 滋賀県介護支援専門員連絡協議会 滋賀県介護老人保健施設協会 滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会</p>
---	----	---

※チーム員登録後、異動・転職等で上記協定締結団体外の会員施設・団体へ異動となった場合は、県社協が協定締結団体の機能を担うことで、登録継続が可能です。その場合は、所属施設・団体より、『しが DWAT 協力申出書(様式第7号)』のご提出が必要です。

2. 登録に必要な条件

登録には、①～④すべてを満たすことが条件となります

- ①実際の災害時に派遣となった際、実働可能な方
- ②本チーム員登録及び派遣について、所属施設・団体の理解が得られており、『しが DWAT チーム員登録届出書(様式第3号)』の提出が可能な方
- ③上記②を提出後、協定締結団体の長から、『しが DWAT 推薦者名簿(様式第2号)』による推薦を受けた方
- ④上記を満たし、養成研修の受講を修了した方

■チーム員の登録内容変更について

チーム員は、登録内容に変更が生じた場合、以下のとおり所属の協定締結団体へ連絡を行ってください。

● 異動・転職等にかかわらない連絡先等の変更の場合

⇒『しが DWAT 登録員名簿の更新申請書』にて現在所属の協定締結団体へ変更内容をお知らせください。

● 異動・転職等により所属施設等に変更があった方で、同じ協定締結団体に所属の場合

⇒『しが DWAT チーム員登録（更新／変更）承諾書（様式第6号）』による属する施設等からの承諾が新たに必要となります。『しが DWAT 登録員名簿の更新申請書』と共に、現在所属の協定締結団体にご提出ください。

● 異動・転職等により所属施設等に変更があった方で、所属の協定締結団体を外れる場合

⇒異動・転職先もしくは自身が他の協定締結団体に属する場合は、協定締結団体を変更してのチーム員継続が可能です。まずは現在所属の協定締結団体にご異動等の詳細と変更先となる協定締結団体の有無をお知らせください。県社協より、以下のいずれにあたるかご連絡いたします。

①他の協定締結団体へ変更可能な方

⇒『しが DWAT チーム員登録（更新／変更）承諾書（様式第6号）』による属する施設等からの承諾を新たな所属先の協定締結団体にご提出いただくことで、チーム員登録を継続することが可能となります。

② 協定締結団体に加入していない施設等に所属することになった方

⇒『しが DWAT 協力申出書（様式第7号）』による属する施設等からの承諾を県社協に提出いただくことで、チーム員登録を継続することが可能となります。
(この場合、県社協が協定締結団体の機能を担います。)

③ 退職等により施設等への所属がなく、かつ、職能団体に属さない方

⇒チーム員登録は解除となります。

● 登録を辞退する場合

⇒辞退届（もしくは辞退する理由等を記載の書面）を所属先の協定締結団体に提出してください。併せて「滋賀県災害派遣福祉チーム員登録証」を県社協へご返却ください。

※その他、ビブス等の貸与品がございましたら県社協へご返却ください。

各種様式 （ワードデータ ダウンロード先）

- ・ [しが DWAT チーム員登録（更新／変更）承諾書（様式第6号）](#)
- ・ [しが DWAT 協力申出書（様式第7号）](#)
- ・ [しが DWAT 登録員名簿の更新申請書](#)
- ・ [辞退届（簡易様式）](#)